

伊予市愛顔の子育て応援事業実施要綱

平成29年4月20日

伊予市告示第61号

(目的)

第1条 この要綱は、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられることができる環境を整えるため、子育て世帯への経済的支援を行う伊予市愛顔の子育て応援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに、併せて地域経済の活性化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 平成29年4月1日以降に出生した者で、応援券交付時に本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法第81号。以下「法」という。）第5条に規定する本市の住民基本台帳に記録され、同一世帯における第2子以降の満1歳に満たないものをいう。
- (2) 保護者 対象乳児の親権を行う者又は後見人で当該乳児を現に監護し生計を同じくする者で、本市に居住し、法第5条に規定する本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (3) 対象製品 愛媛県と覚書を取り交わした企業が生産し、愛媛県が別途定める乳幼児用紙おむつ製品をいう。
- (4) 応援券 対象製品の購入費用に充てることのできる、本市が発行する「伊予市愛顔っ子応援券」（様式第1号）をいう。
- (5) 登録店舗 本事業に賛同し、本市が登録した、応援券が利用できる店舗をいう。

(助成の対象)

第3条 応援券の交付対象は対象乳児とし、その保護者に対して助成するもの

とする。

(応援券の交付申請)

第4条 対象乳児の保護者（以下「交付対象者」という。）は、応援券の交付を受けようとするときは、伊予市愛顔の子育て応援事業「愛顔っ子応援券」交付申請書（様式第2号）に、運転免許証その他の本人であることを確認できるもの及び出生届出済証明欄に出生地の首長印が押印されている対象乳児の母子健康手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、当該対象乳児の誕生日から1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。ただし、愛顔の子育て応援事業を実施する県内他市町から転入し、転入前市町の応援券の残券を保持している場合は、残券の有効期限までに申請を行うものとする。

(応援券の額等)

第5条 応援券の額は、1枚1,000円とし、対象乳児1人に対して1セット（50枚）を限度として、市長が別に定める基準に基づき交付するものとする。

(応援券の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めたときは、対象乳児の母子健康手帳に応援券を交付済みであることを記載の上、交付対象者に応援券を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により応援券を交付したときは、伊予市愛顔っ子応援券交付台帳（様式第3号）にその旨を記録し、応援券の交付状況を常に明らかにしておかななければならない。

(応援券の利用等)

第7条 応援券の交付を受けた交付対象者（以下「受給者」という。）は、応援券の有効期限内に登録店舗で対象製品を購入する際に、応援券を利用することができる。

2 前項の場合において、対象製品の購入総額が利用する応援券の額面の総額

と同額又は上回る場合に使用できるものとし、購入しようとする対象製品の額が応援券の額面を超えた場合は、その差額は受給者において負担するものとする。

3 応援券の有効期限は、交付した年度の翌年度末日とし、有効期限を過ぎた応援券は無効とする。

4 紛失による応援券の再発行は行わない。ただし、応援券の汚損・破損については、応援券と認識できる場合に限り、汚損・破損した応援券と引き換えに応援券を交付することができる。

(受給者等の変更)

第8条 受給者は、受給者又は対象乳児の住所又は氏名に変更があったときは、速やかに伊予市愛顔っ子応援券届出事項変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(応援券の返還等)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があった場合は、応援券の返還を命ずることができる。

- (1) 対象乳児が、死亡又は市外に転出したとき。ただし、愛顔の子育て応援事業を実施している県内他市町に転出する場合は、この限りではない。
- (2) 正当な理由なく第8条の規定による届出を怠ったとき。
- (3) 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
- (4) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- (5) 虚偽その他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。
- (6) その他応援券の交付に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項第3号から第5号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録店舗等)

第10条 この事業に賛同し、応援券を利用できる店舗として指定を受けようとする者は、伊予市愛顔っ子応援券登録店舗指定申請書（様式第5号）を市

長に提出しなければならない。

2 市長は、前項及び次項の指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、応援券の利用できる店舗として適当と認めた場合は、登録店舗として指定し、伊予市愛顔っ子応援券登録店舗指定書（様式第6号）を交付するものとする。

3 前項の規定による登録店舗の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、当該店舗の変更、追加、廃止等がある場合には、伊予市愛顔っ子応援券登録店舗変更指定申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
（登録店舗の取消等）

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定事業者の責めに帰すべき事由により事業を継続することができないと認めるときは、登録店舗の指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定事業者が指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 登録店舗による応援券の不正使用等があったとき。
- (4) 指定事業者が虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
- (5) その他応援券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、指定事業者が前項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めるときは、受領した応援券に対して支払いを受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 登録店舗の指定を受けた者は、第1項の規定による登録店舗の取り消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することができないものとする。

4 第1項の規定により市長が登録店舗の指定を取り消した場合において、指定事業者が既に受領した応援券を有する場合は、登録店舗の指定を受けた者は、当該応援券に係る請求を行うことができる。

（助成金の請求手続）

第12条 指定事業者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、やむを得ない場合を除き翌月の20日までに伊予市愛顔の子

育て応援事業助成金交付請求書（様式第7号）に添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めたときは、請求のあった翌月の末日までに支払うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。